外国人材を活用した農業労働力確保モデル構築事業に関する業務仕様書

1 目的

本県農業現場においては、恒常的に人材が不足し、特に施設園芸等では、収穫期等短期間の労働力確保が非常に困難となっており、規模拡大等が進まない一因となっている。

一方、農業現場における外国人労働者は増加しており、新たな受入れ制度が始まったことから、今後さらなる外国人労働者の活躍が期待されているところである。

このため、県内の農業現場において、新たな受入れ制度等を活用し、農業者等が労働力を必要とする農繁期に外国人材を活用する労働力確保モデルを実証することにより、新たな労働力確保体制を構築することを目的とする。

2 委託業務の範囲

- (1) 本県において短期間で労働する外国人材の確保及び雇用先の確保
 - ① 外国人材の条件

「特技技能1号」の在留資格を有する者又は短期間での労働が可能な外国人材(2名以上)

② 雇用先の条件

冬春期(11月~6月のうち6か月程度)に労働力を必要とする農業者等(2戸以上)

※ 農業者等の選定にあたっては、事前に宮崎県と協議の上、選定すること。

- (2) モデル実証の実施及び外国人材及び雇用先の農業者等に対する支援
 - (1)の確保後、外国人材を活用した労働力確保のモデル実証を開始するとともに、「特定技能1号」を有する外国人材を確保した際は、登録支援機関として、雇用先の農業者等と委託契約を締結し、必要な支援を実施すること。その際、農業者等に支援に関する委託費の請求は可能とするが、その費用については、下記①及び②に留意の上、事前に県と協議の上、決定すること。
 - ① 本事業の委託費から支援に伴う費用の一部を負担するなどモデル実証に取り 組む農業者等にインセンティブがあるようにすること。
 - ② 外国人材が本県から県外産地等に移動する際の交通費は本県の農業者等に負担させないこと。
- (3) 外国人材活用における情報の収集
 - ① 調査内容

ア 外国人材への調査

- 希望勤務内容(労働希望都道府県、品目等)
- 希望給与(時給等)
- ・ その他(雇用先に求める条件等)
- イ 雇用先農業者等への調査
 - ・ 雇用労働力の不足の状況と対応策

- ・ 外国人材雇用希望農業者等の受入れ条件(外国人材に対する給与、登録支援機関への委託費等)
- ※ 調査内容の詳細については、宮崎県と協議の上、決定すること。
- ② 調查対象
 - ア 外国人材への調査:複数国以上の調査を実施すること
 - イ 雇用先農業者等への調査:10戸以上の調査を実施すること

(4) 留意事項

- ① (2)に係る業務に関しては、委託契約終了後も農業者等が受入れを継続するため、登録支援機関として農業者等への支援を引き続き実施すること。
- ② 事業の実施状況等について、農の雇用・労力支援推進協議会(事務局:県農業経営支援課)で報告を行うこと。

(5)事業の経過報告

事業の進捗状況を定期的に報告し、事業計画に改善が必要な場合は、県と協議を した上で、事業内容を見直し、実施すること。

3 委託事業に係る経費について

次の各号にかかる経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に県に協議の上 了解を得たものについては、その限りではない。

- (1) 5万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 会議での食糧費
- (3) 団体等へ加入するための負担金
- (4) 受験料や免許登録のための役務費
- (5) 租税公課(消費税及び地方消費税は除く)

4 その他

委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、サービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

なお、協議会は当該事件の解決のため、一切の責任を負わないものとする。